

公立病院経営強化プランの策定について

(大阪市二次医療圏)

【病院一覧】

- ・ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター
- ・ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立十三市民病院
- ・ 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター
- ・ 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター

地方独立行政法人大阪市民病院機構 第3期中期計画（策定中）の概要

大阪市立総合医療センター

策定方針

令和6年度からの第3期中期計画期間においては、令和6年度より適用となる医師の時間外労働規制をはじめとした働き方改革の取り組み、新興感染症対策を含んだ第8次医療計画及び地域医療構想を踏まえた医療提供体制への対応に向けた取り組みを推進していく。また、これらに的確に対応していくため、施設の老朽化対策などにも備えながら、更なる経営改善に引き続き取り組む。

総務省通知の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に準拠する形での記載としている。

今後当院が担う医療機能

地域医療機関との連携及び役割分担のうえ、求められる医療機能の充実を一層進める。

●総合医療センターにおいては5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）・5事業（救急医療・災害医療・周産期医療・小児医療・新興・再興感染症等医療）を含めた高度・専門医療などに取り組む。

経営形態

平成26年10月の独立行政法人化以来、広く市民に信頼され、人間味あふれる温かな医療を提供するという基本理念のもと、市民の健康の維持及び推進に努めてきた。

今後も医療環境の変化に柔軟に対応しながら、診療機能のより一層の充実・強化に取り組むとともに、安心、安全、納得の質の高い医療を提供することで、市民の信頼に引き続き応えていく。

経営健全化に向けた取り組み

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の達成に向けた取り組みを一層進める。

●新規患者の獲得及効率的な病床運営等による医業収益の確保や経費節減等の経営改善に取り組む。

●収入の確保や費用の抑制に積極的に取り組みながら第4期中の経常黒字化に向け、より効率的な病院経営に努める。

地方独立行政法人大阪市民病院機構 第3期中期計画（策定中）の概要

大阪市内十三市民病院

策定方針

令和6年度からの第3期中期計画期間においては、令和6年度より適用となる医師の時間外労働規制をはじめとした働き方改革の取り組み、新興感染症対策を含んだ第8次医療計画及び地域医療構想を踏まえた医療提供体制への対応に向けた取り組みを推進していく。また、これらに的確に対応していくため、施設の老朽化対策などにも備えながら、更なる経営改善に引き続き取り組む。

総務省通知の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に準拠する形での記載としている。

今後当院が担う医療機能

地域医療機関との連携及び役割分担のうえ、求められる医療機能の充実を一層進める。

●十三市民病院においては、5疾病のうちがん医療ならびに糖尿病医療を中心とし、5事業については、各領域において適切に体制を整え医療提供を行うとともに、大阪市内唯一の結核入院医療を提供することで地域医療への貢献を果たす。

経営形態

平成26年10月の独立行政法人化以来、広く市民に信頼され、人間味あふれる温かな医療を提供するという基本理念のもと、市民の健康の維持及び推進に努めてきた。

今後も医療環境の変化に柔軟に対応しながら、診療機能のより一層の充実・強化に取り組むとともに、安心、安全、納得の質の高い医療を提供することで、市民の信頼に引き続き応えていく。

経営健全化に向けた取り組み

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の達成に向けた取り組みを一層進める。

●新規患者の獲得及効率的な病床運営等による医業収益の確保や経費節減等の経営改善に取り組む。

●収入の確保や費用の抑制に積極的に取り組みながら第4期中の経常黒字化に向け、より効率的な病院経営に努める。

第1 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上

1. 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

センターの役割に応じた安全で質の高い医療の提供と、地域の医療機関との連携、人材養成や臨床研究等を通じ、府域の医療水準の向上を図る。また、地域包括ケアシステムにおいて、急性期患者の受け入れだけでなく、センターの機能・役割に応じて在宅復帰支援等を行う。

(1) 府の医療施策推進における役割の発揮

① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実

【国際がんC】

- ・がん医療の基幹病院として、悪性腫瘍疾患患者に対する総合的な医療とケアの提供、難治性がん患者等に対する集学的治療の実施
- ・重粒子線がん治療施設等との連携による最先端のがん治療の提供 等

≪R7目標≫ 手術件数：4,450件

1日当たり初診患者数：40.6人

② 新しい治療法の開発・研究等

③ 治験の推進

④ 災害時における医療協力等

新興感染症の感染拡大等に備えてBCP策定、地域医療機関等との合同カンファレンス開催などを通じた地域連携の強化、感染症対応資機材の備蓄や医療従事者の確保・育成などを行う。

病床種別	令和5年度 (現在)	令和7年度 (予定)
高度急性期	229床	229床
急性期	271床	271床
計	500床	500床

※ 令和4年8月に大阪府が設定した病床機能報告等における「報告基準」に基づき表示。

(2) 府域の医療水準の向上

① 地域医療への貢献

≪R7目標≫ 紹介率：79.6% 逆紹介率：100.0%

② 府域の医療従事者育成への貢献、③ 府民への保健医療情報の提供・発信

(3) より安心で信頼できる質の高い医療の提供

① 医療安全対策等の徹底

2. 患者・府民の満足度向上

定期的な研修や待ち時間の改善など接遇向上に向けた取組や、オンライン診療・Web予約システムなど患者ニーズに応じた対応を推進する。また、第三者評価機関や患者の声を踏まえたサービス向上、院内環境の整備、ボランティアを活用した療養環境の向上を図る。

≪R7目標≫ 患者満足度（入院）：97.0% 患者満足度（外来）：89.5%

第2 業務運営の改善及び効率化

※ 一般管理費を含まない。

1. 自立性の高い組織体制の確立

(1) 組織マネジメントの強化

- ① 法人ガバナンスの確立、② 職員の確保及び育成、並びに働き方改革、③ 人事評価制度・給与制度の運用

2. 経営基盤の安定化

(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

① 自立的な経営の管理

≪R7目標≫ 経常収支比率：102.0% 医業収支比率：100.8% ※

② 柔軟性のある予算編成及び予算執行の弾力化

(2) 収入の確保

① 新患者の確保及び病床の効率的運用

≪R7目標≫ 病床利用率：90.0% 新入院患者数：16,835人

② 診療単価の向上、③ 未収金対策及び資産の活用、④ 医療資源の活用等

(3) 費用の抑制

① 給与費の適正化 ≪R7目標≫ 給与費比率：36.0% ※

② 材料費の縮減 ≪R7目標≫ 材料費比率：39.4%

③ 経費の節減

第3 予算、収支計画及び資金計画

第4 短期借入金の限度額

第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

第6 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

第7 剰余金の使途

第8 料金に関する事項

第9 その他業務運営に関する重要事項

- ・大阪府、大阪市及び大阪市民病院機構と連携し、府市の独立行政法人の統合検討
- ・業務執行におけるコンプライアンスの徹底と個人情報取扱いの適切な対応
- ・ネットワーク機器の脆弱性点検、情報資産管理の徹底など情報セキュリティ強化、職員のセキュリティ教育などによるIT管理体制の構築

【国際がんC】

- ・がん診療拠点病院をはじめとする地域医療機関等との診療データの相互活用など戦略的な連携を検討

第10 大阪府地方独立行政法人施行細則第6条で定める事項

- 1 施設及び設備に関する計画（令和3年度～令和7年度）
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標の期間を超える債務負担
- 4 積立金の使途

第1 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上

1. 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

センターの役割に応じた安全で質の高い医療の提供と、地域の医療機関との連携、人材養成や臨床研究等を通じ、府域の医療水準の向上を図る。また、地域包括ケアシステムにおいて、急性期患者の受け入れだけでなく、センターの機能・役割に応じて在宅復帰支援等を行う。

(1) 府の医療施策推進における役割の発揮

① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実

【急性期C】

- ・基幹災害拠点病院として、災害対応への人材派遣や災害拠点病院等に対する研修支援などの実施
- ・高度救命救急センター、三次・二次救急の指定医療機関として、E R部の充実等救命救急部門の体制強化
- ・精神科における身体合併症患者の積極的な受け入れと難治性糖尿病合併症治療など専門機能の充実 等

≪R7目標≫ 救急車搬入患者数 : 9,900人
中央手術室手術件数 : 7,200件

② 新しい治療法の開発・研究等

③ 治験の推進

④ 災害時における医療協力等

新興感染症の感染拡大等に備えてBCP策定、地域医療機関等との合同カンファレンス開催などを通じた地域連携の強化、感染症対応資機材の備蓄や医療従事者の確保・育成などを行う。

(2) 府域の医療水準の向上

① 地域医療への貢献

≪R7目標≫ 紹介率 : 84.7% 逆紹介率 : 81.6%

② 府域の医療従事者育成への貢献、③ 府民への保健医療情報の提供・発信

(3) より安心して信頼できる質の高い医療の提供

① 医療安全対策等の徹底

2. 患者・府民の満足度向上

定期的な研修や待ち時間の改善など接遇向上に向けた取組や、オンライン診療・Web予約システムなど患者ニーズに応じた対応を推進する。また、第三者評価機関や患者の声を踏まえたサービス向上、院内環境の整備、ボランティアを活用した療養環境の向上を図る。

≪R7目標≫ 患者満足度 (入院) : 90.9% 患者満足度 (外来) : 75.8%

病床種別	令和5年度 (現在)	令和7年度 (予定)
高度急性期	453床	610床
急性期	295床	138床
回復期	45床	45床
慢性期	38床	38床
精神	34床	34床
合計	865床	865床

※ 令和4年8月に大阪府が設定した病床機能報告等における「報告基準」に基づき表示。

第2 業務運営の改善及び効率化

※ 一般管理費を含まない。

1. 自立性の高い組織体制の確立

(1) 組織マネジメントの強化

- ① 法人ガバナンスの確立、② 職員の確保及び育成、並びに働き方改革、③ 人事評価制度・給与制度の運用

2. 経営基盤の安定化

(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

① 自立的な経営の管理

≪R7目標≫ 経常収支比率 : 100.8% 医療収支比率 : 101.1%

② 柔軟性のある予算編成及び予算執行の弾力化

(2) 収入の確保

① 新患者の確保及び病床の効率的運用

≪R7目標≫ 病床利用率 : 90.6% 新入院患者数 : 24,319人

② 診療単価の向上、③ 未収金対策及び資産の活用、④ 医療資源の活用等

(3) 費用の抑制

① 給与費の適正化 ≪R7目標≫ 給与費比率 : 45.1%

② 材料費の縮減 ≪R7目標≫ 材料費比率 : 32.1%

③ 経費の節減

第3 予算、収支計画及び資金計画

第4 短期借入金の限度額

第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

第6 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

第7 剰余金の使途

第8 料金に関する事項

第9 その他業務運営に関する重要事項

- ・大阪府、大阪市及び大阪市民病院機構と連携し、府市の独立行政法人の統合検討
- ・業務執行におけるコンプライアンスの徹底と個人情報取扱いの適切な対応
- ・ネットワーク機器の脆弱性点検、情報資産管理の徹底など情報セキュリティ強化、職員のセキュリティ教育などによるIT管理体制の構築

【急性期C】

- ・ICTを活用した診療、地域医療連携、職員の働き方改革等の推進

第10 大阪府地方独立行政法人施行細則第6条で定める事項

- 1 施設及び設備に関する計画 (令和3年度~令和7年度)
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標の期間を超える債務負担
- 4 積立金の使途